

【工学部】2018年度後期履修登録のお知らせ

後期履修登録日程

前期成績確認期間	8月23日(木)～9月6日(木) 16時まで
履修登録申請期間 (いずれかの期間で申請すること)	8月28日(火)～8月30日(木) 9月 3日(月)～9月 6日(木)
履修登録申請 結果発表 (専門科目を含め、必ず結果を確認すること)	9月19日(水) ※正午までに順次発表します
履修登録 修正期間 (g*sotによる追加・削除)	9月19日(水)正午 ～9月26日(水)
履修登録 確認期間 (申請用紙による削除)	9月27日(木)～10月10日(水)
履修登録 確認期間 (申請用紙による削除) 第4クォーター科目のみ	11月15日(木)～12月7日(金)

申請書による履修登録 受付期間

学外単位認定 英語検定試験の単位認定	9月3日(月)～9月6日(木) 16時まで
東京理工系大学 特別聴講生 重複履修 他学部他学科履修 学群共同科目履修	9月19日(水)～9月26日(水) 16時まで



芝浦工業大学【Scomb】でも公開しています。
各種申請用紙は学生課で配付しています。

2018年7月
学生課

➤ 学外単位認定

本学以外の「他大学等教育機関」で単位を取得し、それが本学における教育上有益と認められるときには、60単位まで認定することができます。所定の申請用紙と、申請科目の成績証明書(取得教育機関発行の物)を提出して下さい。

※学士・編入学、転部・転科、再入学は別途定める

➤ 英語検定試験の単位認定

各種英語検定試験の証明書類(TOEICはスコアシート、英検は合格証書のコピー)と申請用紙を提出することで所定の科目名称で単位認定されます。

※卒業要件算入の可否は学科によって異なります

➤ 重複履修

実験・ゼミが時間割と異なる開講日で、自身で履修登録できない場合に申請が可能です。

➤ 他学部・他学科開設科目の履修

在学期間中に30単位まで他学部・学科の科目を履修し単位を取得することができます。

※申請した科目の取消はできません

※卒業要件算入可否の審査結果は、各自S*gsotで確認してください

※申請が受理された場合、履修制限単位数に含まれるので、注意してください

➤ 学群共同科目の履修

工学部では学群共同科目を設置しており、履修条件および所属学科の卒業要件への扱いを留意したうえで履修ができます。科目一覧は「学修の手引」を参照し、学生課にある申請書類を提出してください。

※申請した科目の取消はできません

➤ 東京理工系大学での特別聴講制度

東京理工系4大学(東京電機大、東京都市大、工学院大、芝浦工大)による単位互換協定に基づき、「特別聴講生」として他大学の授業を受講できます。各大学のシラバス・時間割表等は学生課窓口で確認をしてください。

※聴講料、入学検定料、入学金等については免除します。ただし、実験、実習等で特別にかかる費用は、実費徴収することがあります。

各種英語検定試験の単位認定

◆ 認定科目名称および単位認定基準

〔2013年度以降入学者〕

「学外英語検定」(2単位)

TOEIC 730点以上/TOEFL (PBT)550点以上/TOEFL (CBT)213点以上
TOEFL(iBT)79点以上/英検1級合格



〔2012年度以前入学者〕

「学外英語検定1」(2単位)

TOEIC 650点以上/TOEFL (PBT)522点以上/TOEFL(CBT)193点以上
TOEFL(iBT)69点以上/英検準1級合格

「学外英語検定2」(2単位)

TOEIC 730点以上/TOEFL (PBT)550点以上/TOEFL (CBT)213点以上
TOEFL(iBT)79点以上/英検1級合格

- ✓ TOEIC/TOEFLは受験日から2年以内のスコアを有効とする
- ✓ 「学外英語検定2」の単位認定基準を満たしている者は、下位の単位認定基準科目が単位認定未申請の場合、下位科目と上位科目を同時に単位認定申請できる
- ✓ 過去に下位科目の単位認定を受けた者が、新たに受験した検定試験によって上位科目の単位認定基準を満たした時は、上位科目を単位認定申請することができる
- ✓ 「TOEIC IP」のスコアは、単位認定対象とする。ただし、成績評価にTOEIC-IPスコアを算入する場合は除く

◆ 申請手続き

申請書とスコアシート(英検は合格証書)のコピーを提出すること

◆ 単位認定状況の確認

申請した学期末の成績通知書の記載事項を確認し、疑義がある時は学生課に申し出ること

※単位認定科目の成績評価は「N」(認定)。GPAには算入されない

東京理工系大学による単位互換協定に基づく 特別聴講生の募集について

東京理工系4大学による学術と教育の交流に関する協定に基づき、「特別聴講生」として、他大学の授業を受講できます。

特別聴講を希望する学生は、学生課窓口で申請を行ってください。

なお、各大学のシラバス・時間割表等は学生課窓口にあります。シラバスに関しては窓口以外にも各大学のホームページ上のwebシラバスを閲覧する事もできます。

◆学術・教育の交流に関する協定校(特別聴講生として申請できる大学)

- (1) 東京電機大学
- (2) 東京都市大学
- (3) 工学院大学

◆申請書類

- (1) 特別聴講生申請書 (指定用紙)
- (2) 特別聴講希望理由書(様式任意)
- (3) その他、各大学が定める書類



◆履修できる科目

各大学により異なりますので学生課で確認してください。

◆聴講料等の取扱について

聴講料、入学検定料、入学金等については免除。ただし、実験、実習等で特別にかかる費用は、実費徴収することがあります。

◆申請書類の提出先

各キャンパス学生課

学生課より各大学に申請手続きをし、1～2週間程度で審査結果が通知されます。

※単位が卒業要件に算入されるかどうかは、在籍学科で決定されます